

令和7年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）仕様書

- 1 業務の名称
令和7年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）（以下「本業務」という。）
- 2 業務の目的
鳥取県立図書館（以下「図書館」という。）において蔵書点検作業等を行う。
- 3 業務期間
令和8年1月20日から同月31日までのうち、令和8年1月26日を除く計11日間
- 4 業務内容
図書館の蔵書を携帯情報端末（バーコードリーダー）で読み取る。また、正しい位置に陳列されているか確認し、陳列が誤っている場合は直す。
※1日の読取り冊数は1人当たり5,000冊程度（令和6年度実績）
※本の移動・運搬等体力を要する業務を含む。
※読取り冊数等を勘案し、別途図書館職員が別業務の依頼を行う場合がある。
- 5 派遣労働者の就業場所
鳥取県立図書館（鳥取県鳥取市尚徳町101）
- 6 就業時間
午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩60分）
- 7 派遣労働者求人数
11人/日
- 8 派遣労働者の待遇
休憩机、制服等貸与
図書館職員による研修あり
交通費及び食糧費の支給なし
駐車場の提供なし（労働者側で手配。当館及び県庁の駐車場使用不可）
- 9 派遣労働者の条件
以下の条件を満たす労働者を派遣すること。
(1) 4に掲げる業務及び次に掲げる事項を適切に行うことができること。
ア 細かな字をルーペ等を用いらず素早く読むこと
イ 本の分類等の語句を理解できるなど、一般的知識があること
ウ 指示のあった業務を的確に遂行できること
エ 業務の際の立ち座りやしゃがむ動作が困難なく行えること
(2) 次に掲げる服務規律等を遵守することができること。
ア 本業務中は、礼儀正しく品行を謹み、態度・言葉遣いに注意し、親切丁寧、明朗に対応する。
イ 本業務従事中は、職務の遂行を怠らない。
ウ 本業務従事中は、私語を慎み、品位の保持を努める。
エ 無断による遅刻・欠勤等をしない。
- 10 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

11 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務の支払予定総額（以下「支払予定総額」という。）の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

12 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに11の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

13 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

14 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

15 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

16 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

17 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

18 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

19 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

20 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

21 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

22 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、21(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（２）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- カ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条に違反する行為又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条に規定する行為をしたと認められるとき。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ク 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - （キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- （４）発注者が（２）及び（３）の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として支払予定総額の１０分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

23 賠償の予定

受注者が２２の（３）カに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として支払予定総額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

24 個人情報の保護

- （１）受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- （２）受注者は、本業務に従事する者（派遣労働者を含む。）に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- （３）受注者は１１の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

25 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

26 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

27 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。